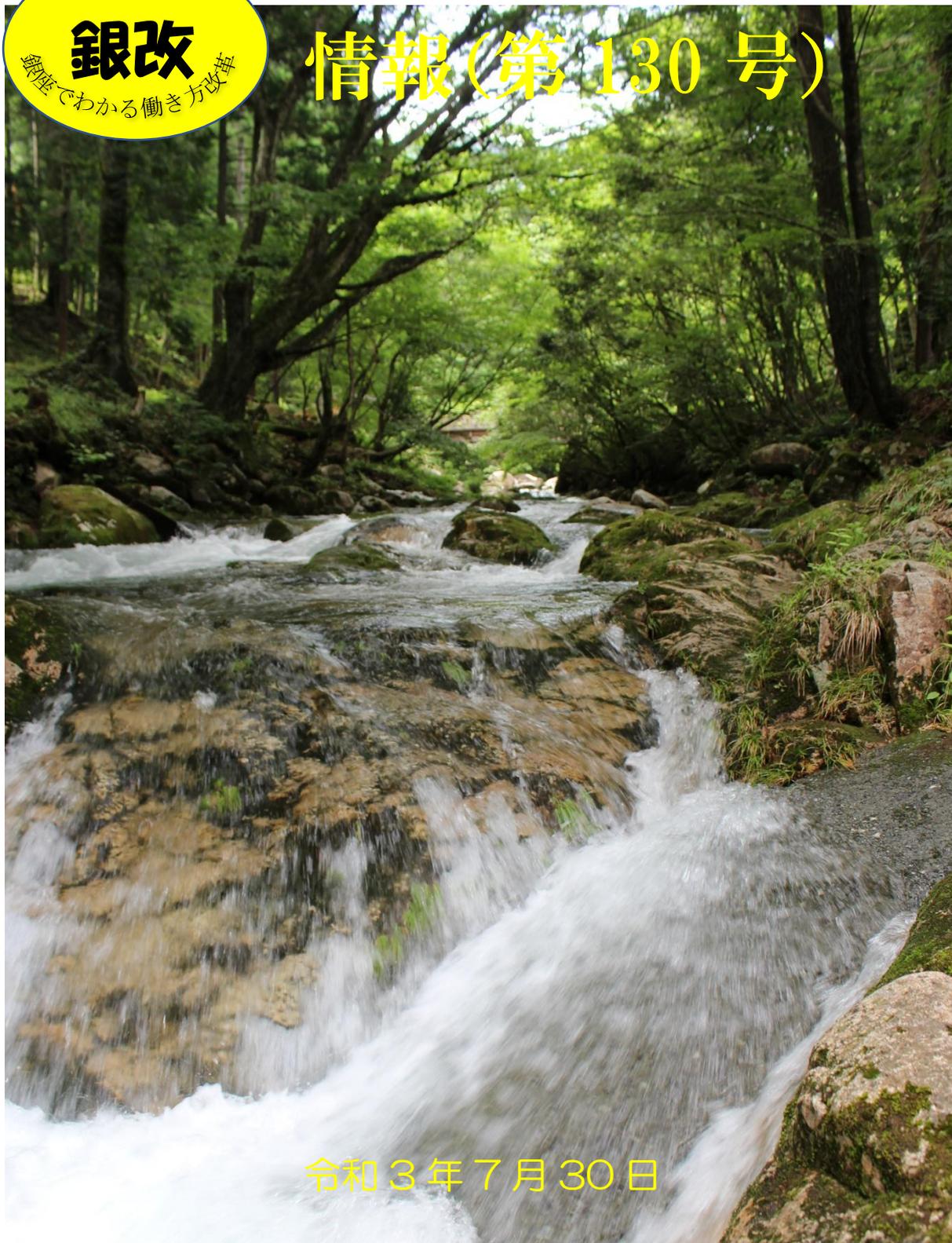




情報(第130号)



令和3年7月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

岩国市寂地峡 (令和3年6月19日) まさしく名水百選の流れで美味しい!!

育児・介護休業制度その 6

今号では、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限について解説します。



1 所定労働時間等の意義

まず、基礎として、所定労働時間、時間外労働及び深夜時間について解説しておきましょう。

(1) 所定労働時間

就業規則（企業）において始業時間及び終業時間が定められており、この時間から休憩時間を除いた時間が所定労働時間です。始業時間及び終業時間までを使用者のもとで拘束されているとの認識から、拘束時間と呼ぶことがあります。拘束時間から休憩時間を除いたものが所定労働時間と言い得ます。

例 1 として、始業時間が 9 時、終業時間が 18 時、休憩時間が 0 時から 60 分であれば、拘束時間が 9 時間、所定労働時間 8 時間となります。

(2) 法定労働時間・時間外労働

法定とは労働基準法を指します。同法では、1 週間について 40 時間を超えて労働させてはならないこと、1 日 8 時間を超えて労働させてはならないことを規定しています。これが法定労働時間（法定の最長時間）であり、時間外労働とはこれを超えた時間を指します。したがって、(1)の例では、所定労働時間＝法定労働時間となります。

例 2 として、始業時間 9 時、終業時間 17 時、休憩時間 0 時から 60 分としていれば所定労働時間は 7 時間で、17 時を超えると所定外労働となります。したがって、17 時から 18 時までは所定外労働（法定内時間外労働・法内超勤ともいいます）、18 時以降が時間外労働となりますが、企業によっては 17 時以降を単純に時間外労働と呼ぶことがあります。

(3) 深夜時間

深夜時間とは、午後 10 時から午前 5 時までを指します。

2 育児・介護のための所定外労働時間の制限

3 歳に満たない子を養育する従業員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることができません。

「所定労働時間」を「超えて」労働させることができないのですから、前項の例 2 では、17 時を超えて労働させることができません。

ただし、次のような労働者について、所定外労働の制限を請求することができないとする労使協定がある場合が通常です（次項において共通します）。

- (1) その事業主に継続して雇用された期間が 1 年に満たない労働者
- (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者

3 育児・介護のための時間外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する労働者が当該家族を介護するために請求した場合には、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはできません。

こちらの時間外労働とは、法定労働時間を超えることをいいますので、1 の(2)の法定内時間外労働は含みません。

4 深夜業の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜に労働させることはできません。

ただし、次に該当する介護ができる 16 歳以上の同居家族がいる労働者からの深夜業の制限はできません。

- (1) 深夜に就労していないこと（深夜の就労日数が 1 か月につき 3 日以下の者を含む）。
- (2) 負傷、疾病または心身の障害により介護が困難でないこと。
- (3) 産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）、産後 8 週間以内の者でないこと。

5 制限期間

当然、3 種類の制限とも、それが認められる回数・期間があり次のとおりです。

- (1) 2 及び 3 では、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間で、回数の制限はありません。
- (2) 4 では、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間で、回数の制限はありません。

6 取得の手続き

予告もなしに働き方の制限が開始しては困りますから、これら制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに、書面で制限請求書を提出する必要があります。

会社では、その制限請求を認めるにあたり、必要な証明書の提出を求められます。

当法人では就業規則（育児介護休業規程）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL : <https://ginza-syaroushi.com/>